

国家外貨管理局

一部の地域で小口域外担保・域内貸付業務試行に関する外貨管理問題についての通知を公表

トランザクションバンキング部

2013年10月28日、国家外貨管理局が「一部の地域で小口域外担保・域内貸付業務試行に関する外貨管理問題についての通知」(匯発[2013]40号、以下、「通知」)を公布しました。通知によれば、外資企業と中資企業を問わず、一定の条件に合致する域内企業による、小口域外担保・域内貸付業務¹(以下、「外保内貸」)の試行を開始した。当面、通知の適用地域は、広東省、浙江省、福建省、深圳市の四省・市に限定されています。

【公布背景】

現状の外債関連法規によれば、「外保内貸」に関して、外資企業と中資企業に対しそれぞれ異なった管理を行っています。中資企業の場合、事前に所在地の外管局に「外保内貸」の限度額を申請しなければならないとしています。外資企業の場合、外管局へ事前に申請することなく、当事者間で外保内貸契約を締結することができます。ただし、一旦担保履行をした場合、担保履行金額は当該企業の外債規模管理(「投注差」)に含めることが求められています。

一方で、一部の沿海地域において、域内企業、特に中資企業による「外保内貸」の需要が多く存在しており、企業からの関連業務の管理・手続簡素化の要請が高まっています。

【主要内容】(企業に係る内容)

通知によると、以下の条件に合致すれば、外資企業と中資企業はいずれも直接域内金融機関に対して外保内貸を申請することができます。また、域内企業は外管局への関連手続が不要です。

✓ 「外保内貸」の申請条件

【図表1】「外保内貸」の申請条件	
項目	具体的な内容
条件①	➤ 1年(暦年ベース)で単一企業の「外保内貸」契約総金額が、5,000 万人民币元相当を上回らない。
条件②	➤ いずれの時点でも、「外保内貸」項目下の返済金額が当該企業前年度末の純資産を上回らない。

¹小口域外担保・域内貸付業務は域外機関、或いは個人が担保(保証、抵当、質権等)を提供するという条件で、域内企業が域内金融機関から一定金額の人民币元・外貨貸付、或いは与信限度額を取得することを指す。

✓ 「外保内貸」の申請要点

【図表2】「外保内貸」の申請要点		
分類	現状	「通知」施行後
外資企業	<ul style="list-style-type: none"> ◇域外機関と「外保内貸」の担保契約を直接締結することができる。 ◇域外担保を履行した場合、担保金額を当該企業の外債規模管理に入れる。 ◇担保の履行時に、外管局への登記申請手続が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇域外機関と「外保内貸」の担保契約を直接締結することができる。 ◇域外担保を履行した場合、担保金額を当該企業の外債規模管理に入れない。 ◇担保の履行時に、外管局への登記申請手続が不要。
中資企業	<ul style="list-style-type: none"> ◇事前に所在地外管局に「外保内貸」の限度額を個別申請。外管局に認定された限度額内において、直接保証契約の締結が可能。 ◇担保の履行時に、外管局への登記申請手続が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇域外機関と域外個人は「外保内貸」の担保契約を直接に締結することができる。 ◇担保の履行時に、外管局への登記申請手続が不要。

✓ その他の留意事項

【図表3】その他の留意事項	
項目	具体的な内容
「通知」を適用しない対象	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外管局が貨物貿易外債管理関連法規に基づき認定したB類、C類企業には、通知を適用しない。
「外保内貸」資金の使用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業経営範囲内に通常の生産経営支出に限定。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外保内貸の担保履行が発生した場合、域内企業が域外担保者へ返済するまでに、新たな外保内貸業務を取り扱うことはできない。

このたび公布された通知では、外資企業と中資企業の「外保内貸」の関連手続が従来と比べ、大幅に規制緩和・手続簡素化されており、実用性が大変高いと思われます。

この通知は当面、広東省、浙江省、福建省、深圳市と「外保内貸」業務の需要が集中している一部の沿海省・市に限定されていますが、今後試行の進行に伴い、その他の地域まで拡大される可能性が高いと思われます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p data-bbox="135 309 734 392">国家外汇管理局关于在部分地区试行小额外保内贷业务有关外汇管理问题的通知</p> <p data-bbox="316 454 555 488">汇发〔2013〕40号</p> <p data-bbox="135 551 734 633">国家外汇管理局广东、浙江、福建省分局，深圳市分局：</p> <p data-bbox="135 696 734 920">为缓解中小企业融资困难，支持中小企业发展，促进资本项目便利化，国家外汇管理局决定在你分局所辖地区试行境内企业小额外保内贷业务外汇管理政策。现就有关事项通知如下：</p> <p data-bbox="135 1028 734 1205">一、小额外保内贷是指在境外机构或个人提供担保（保证、抵押、质押等）的条件下，境内企业从境内金融机构取得一定金额的本外币贷款或授信额度。</p> <p data-bbox="135 1312 734 1444">二、境内企业办理符合以下条件的小额外保内贷业务，可直接与境外机构或个人、境内金融机构签订外保内贷合同：</p> <p data-bbox="135 1507 734 1639">（一）一个日历年内单家企业小额外保内贷项下贷款签约总金额不超过等值5000万元人民币；</p> <p data-bbox="135 1702 734 1785">（二）在任一时点，小额外保内贷项下贷款未偿本金余额均不超过该企业上年末净资产。</p> <p data-bbox="135 1892 734 2024">三、小额外保内贷项下借款资金的使用范围仅限于企业经营范围内正常的生产经营开支。小额外保内贷合同应符合国家相关法律法规。</p>	<p data-bbox="759 309 1422 441">国家外貨管理局による一部の地域における小口域外担保・域内貸付業務試行に関する外貨管理問題についての通知</p> <p data-bbox="978 454 1201 488">匯発〔2013〕40号</p> <p data-bbox="759 551 1422 633">国家外貨管理局広東、浙江、福建省分局，深圳市分局：</p> <p data-bbox="759 696 1422 965">中小企業の融資難を緩和し、中小企業の発展を支援し、資本項目の利便化を促進するため、国家外貨管理局は貴局の所轄地域で域内企業の小口域外担保・域内貸付業務に関する外貨政策を試行することを決定した。ここに関連事項について以下の通り通知する。</p> <p data-bbox="759 1028 1422 1252">一、小口域外担保・域内貸付業務とは域外機関、或いは個人が担保（保証、抵当、質権等）を提供する条件で、域内企業が域内金融機関から一定金額の人民元・外貨貸付、或いは与信限度額を取得することを指す。</p> <p data-bbox="759 1312 1422 1444">二、以下条件に合致する場合、域内企業は、直接域外機関、或いは個人、域内金融機関と小口の域外担保・域内貸付契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="759 1507 1422 1639">（一）1年（暦年ベース）の単一企業の小口域外担保・域内貸付契約総金額が、5,000万人民元相当を超えないこと。</p> <p data-bbox="759 1702 1422 1834">（二）いずれの時点においても、小口域外担保・域内貸付項目下の未返済金残高は当該企業の前年度末の純資産を超えないこと。</p> <p data-bbox="759 1892 1422 2069">三、小口域外担保・域内貸付業務項目下の貸付資金の使用範囲は企業経営範囲内の通常の生産経営支出に限定する。小口域外担保・域内貸付契約は国家の関連法律法規に合致しなければならない。</p>

四、境内企业办理小额外保内贷业务时，发放贷款的境内金融机构应按照本通知要求对企业履行真实性和合规性审核义务，并在签约后填制《小额外保内贷业务合规备案表》（以下简称《备案表》，见附件）。境内金融机构应在每月初10个工作日内向所在地外汇局集中备案，并留存相关材料备查。

五、外汇局收到境内金融机构备案材料后，应在《备案表》中“外汇局签章”一栏签署受理人员姓名和受理日期，并加盖外汇局资本项目业务印章。经外汇局签章的《备案表》是境内金融机构已按规定到外汇局办理备案的凭证。《备案表》一式两份，分别由外汇局和境内金融机构留存。

六、境内金融机构合规备案信息有误或合同主要条款发生变更的，应向外管局重新备案，在《备案表》的“备注”中说明变更内容，并注明“变更”字样。

七、境内金融机构未按规定履行相关审核义务，谎报、错报相关信息，或审核程序、留存的审核材料存在明显瑕疵的，外汇局应追究境内金融机构相应责任。企业未履行如实告知义务，导致小额外保内贷业务发生违规的，应追究企业相应责任。

八、境内金融机构应根据《国家外汇管理局关于规范境内银行资本项目数据报送的通知》（汇发[2012]36号）要求，及时通过资本项目信息系统上报小额外保内贷数据（包括所有企业），并在“中资企业境外担保项下贷款业务批准文件号”一栏中统一填写“SA”字样。

四、域内企業の小口域外担保・域内貸付業務を取り扱う際に、貸出する域内金融機関は、本通知の要求に基づき、企業に対し真実性と合法性の審査義務を履行しなければならない。且つ契約の締結後に「小口域外担保・域内貸付業務備案表」（添付ファイルを参照）に記入する。域内金融機関は毎月初めの10営業日以内に所在地の外管局にまとめて備案(届出)し、かつ関連資料を保存し審査に備える。

五、外管局が域内金融機関の備案資料を受領後、「備案表」に「外管局捺印」の欄に受理職員の氏名と受理日をサインし、且つ外管局資本項目業務章を捺印しなければならない。外管局が捺印した「備案表」は、域内金融機関が規定に基づいて外管局的備案手続を行った証拠となる。「備案表」は一式2部作成し、外管局と域内金融機関がそれぞれ保存する。

六、域内金融機関のコンプライアンス備案情報に誤り、或いは契約の主要条項に変更がある場合、外管局において改めて備案しなければならない。「備案表」の「備注」に変更内容を説明し、且つ「変更」の文字を明記しなければならない。

七、域内金融機関が規定通りに関連審査義務を履行せず、関連情報を偽って報告し、報告に誤り、或いは審査プロセス、保存された審査資料に顕著な瑕疵が存在する場合、外管局は域内金融機関に相応の責任を追及しなければならない。企業が事実通りの告知義務を履行せず、小口域外担保・域内貸付が規定に反する場合、企業に相応の責任を追及しなければならない。

八、域内金融機関が「国家外貨管理局による域内銀行資本項目データ報告を規範化する通知」（匯發[2012]36号）の要求に基づき、資本項目情報システムを通じて小口域外担保・域内貸付データ（すべての企業を含む）を報告しなければならず、且つ「中資企業域外担保項目下の貸付業務批准文書

<p>九、小額外保内貸項下发生担保履約的，境内金融机构应向外汇局申请办理担保履約核准手續。申請履約時，境内金融机构应提交以下材料：</p> <p>(一) 申請書； (二) 经外汇局盖章的《備案表》； (三) 担保合同和担保項下主債務合同； (四) 由境内金融机构对境外担保人出具的履約通知書； (五) 针对前述材料应当提供的補充說明。</p> <p>外汇局在審核上述材料的真實性、合規性及一致性后，为境内金融机构出具核准文件。境内金融机构在申請辦理担保履約核准手續前，可先自行收妥担保履約款項。</p> <p>十、经外汇局核准后，境内金融机构可根据币种匹配原則自行辦理担保履約款的币种轉換。境内金融机构应通知境内企业就该筆新借外債辦理國際收支申報手續。</p> <p>十一、因小額外保内貸項下发生担保履約产生的對外債務，不占用分局地区短期外債餘額指標和境内企业的短期外債餘額，境内企业无须辦理外債登記手續</p> <p>十二、境内金融机构收到担保履約核准件后，应将該核准件的复印件（加盖境内金融机构業務印章）寄送给境内債務人。境内債務人需要辦理對外還款時，应凭該复印件自行到銀行辦理對境外担保人的還款，并就该筆外債還本付息辦理國際收支申報手續。</p>	<p>番号」欄に「SA」の文字を記入しなければならない。</p> <p>九、小口域外担保・域内貸付項目下で担保履約が発生した場合、域内金融機関が外管局に担保履約批准手續を申請しなければならない。履約の申請の際、域内金融機関は以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 申請書 (二) 外管局が捺印した「備案表」 (三) 担保契約と担保項目下の主債務契約 (四) 域内金融機関が域外担保人に発行した担保履約通知書 (五) 前述資料に対する補充説明</p> <p>外管局が上述資料の真實性、合法性及び一致性を審査した後、域内金融機関に批准文書を発行する。域内金融機関が担保履約批准文書を申請する前に、先に自ら担保履約資金を受け取ることができる。</p> <p>十、外管局的批准を経て、域内金融機関は通貨種類対応の原則に基づき、自らで担保履約資金の通貨を轉換することができる。域内金融機関は域内企業に当該新規外債のために國際收支申告手續を通知しなければならない。</p> <p>十一、小口域外担保・域内貸付項目下で発生した担保履約が生じた對外債務は、分局地区短期外債殘高指標と域内企業の短期外債枠を使用せず、域内企業は外債登記手續を行う必要がない。</p> <p>十二、域内金融機関は担保履約の批准文書の受領後、当該批准文書のコピー（域内金融機関の業務印章を捺印したもの）を域内債務者に送付しなければならない。域内債務者は對外返済を行う際に、当該コピーを持参し銀行で域外担保者へ返済しなければならない。且つ当該外債元利金返済に対し國際收支申告手續を行わなければならない。</p>
--	--

十三、小额外保内贷项下发生担保履约的，境内企业在未完成对境外担保人还款前，不得办理的小额外保内贷业务。

十四、外汇局资本项目管理部门在核准小额外保内贷担保履约时，如发现违反外汇管理规定的行为且需要进一步检查处理的，应先向外汇检查部门移交违规问题，然后办理担保履约核准手续。

十五、境内金融机构违反本通知第四条第二款、第六条、第八条规定的，依据《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第532号，以下简称《条例》）第四十八条进行处罚；违反本通知第四条第一款、第九条规定的，依据《条例》第四十七条进行处罚。

境内企业违反本通知第三条规定，外币借款本金未按企业经营范围进行正常生产经营使用的，依据《条例》第四十四条进行处罚；违反本通知第十二条规定对外付款，或凭同一担保履约核准件对外重复付汇的，依据《条例》第三十九条进行处罚。其他违反本通知的行为，按《条例》有关规定进行处罚。

十六、境内企业新办理的外保内贷业务不符合本通知第二条规定的，如新办理的外保内贷业务导致当年度签约额超出规定限额，或发生新提款后将导致外保内贷项下贷款未偿本金余额超出规定比例等，应按照《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发[2013]19号）的相关规定办理。

十七、外汇局按照货物贸易外汇管理相关法规确定的B、C类企业，不适用本通知。

十三、小口域外担保・域内貸付業務項目下で担保履行が発生した場合、域内企業が域外担保者へ返済するまで、小口域外担保・域内貸付業務を取り扱ってはならない。

十四、外管局資本項目管理部門は、小口域外担保・域内貸付の担保履行を審査認可する際、外貨管理規定に違反した行為を発見し、更なる検査・処理が必要となった場合、外貨検査部門に法規違反問題を引渡した後、担保履行批准手続をしなければならない。

十五、域内金融機関は本通知の第四条第二項目、第六条、第八条に違反する場合、「中華人民共和国外貨管理条例」（国务院第532号、以下「条例」）第四十八条に基づき処罰を行い、本通知第四条第一項目、第九条規定に違反する場合、「条例」の第四十七条に基づき処罰を行う。

域内企業が本通知第三条規定に違反し、外貨借入資金を企業経営範囲に基づき通常生産経営に使用しない場合、「条例」の第四十四条に基づき処罰を行う。本通知第十二条規定に違反し、対外支払を行い、或いは同一の担保履行批准文書下で重複の対外支払を行った場合、「条例」の第三十九条に基づき処罰を行う。その他の本通知に違反する行為に対し、「条例」の関連規定に基づき処罰を行う。

十六、域内企業の新規域外担保・域内貸付業務が本通知の第二条規定に合致しない場合、例えば、域外担保・域内貸付業務が年度契約金額で定められている限度額を上回る、或いは新規借入金の実行後、域外担保・域内貸付の未返済金残高が定められている比率を超える場合、「国家外貨管理局による『外債登記管理弁法』の通知」（匯発[2013]19号）の関連規定に基づいて取り扱わなければならない。

十七、外管局が貨物貿易外貨管理関連法規で確定したB類、C類企業に対しては、本通知を適用し

<p>十八、你分局应按季度及时将小额外保内贷业务办理情况报送国家外汇管理局资本项目管理司。</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2013年10月28日</p>	<p>ない。</p> <p>十八、貴分局は四半期毎に、遅滞なく小口域外担保・域内貸付業務の取扱状況を国家外貨管理局資本項目管理司に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2013年10月28日</p>
---	---

【日本語仮訳:三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4259